

どうにうん

第30号 2012年6月16日
JR東海労東二運分会
責任者 庭山 謙 輝
編集 教 宣 部

山本組合員へ不当強制出向延長を事前通知！！

6月14日、新幹線鉄道事業本部は、地区分会組合員である山本修さんに対して、SMT東京駅ターミナル事業所への出向期間の延長（2015年6月30日まで）の事前通知を通告してきた。しかも山本さんは3回に渡って行われた面談において、再三「元職場である車両所への戻ることを強く訴えてきたにも関わらずの事前通知である。これは、明らかに本人の意思を無視した労働協約違反であり、JR東海労組員に対する不当労働行為に他ならないものである。

本人の持病をも無視する強制出向は人権軽視である！！

山本さんは、長期間に渡って若年の出向を余儀なくされてきた。またこの出向期間において疾患が発覚し長期間に渡って治療に専念してきたため、「疲れやすい體質」を面談において明らかにしてきた。にも関わらず会社は、山本さんの体調をもまったく考慮することなく、「出向の延長」を強要してきたのである。これは明らかに人権軽視も甚だしい。行為と言わざるを得ない。

面談における周辺担当課長の呆れた言動！

さらに許せないことは、山本さんのSMT東京駅の時間僅少による切迫したハーブな作業実態を伝えたことに対し、担当課長は車両検修作業と比較し、SMTの清掃作業は「ゴミが残っていても車は出せますし、安全安定輸送に関係ない」と軽視し切ったのです。車両部の担当課長の立場にありながら、この言動は許されるものではありません。撤回すべき言動です。

業務上「出向を延長される」必要性はまったくない！！

山本さんは現在51歳であり、就業規則上の原則出向年令に達していないのであり、しかも出向年数は既に14年を経過しているのである。現業職場では退職後の専任社員制度により、多くの社員が再雇用されていることから、山本さんが継続して出向の延長を強要される筋合いはないのである。したがって本人が元職場に戻りたいという意志がある限り、会社はその意志を尊重し車両所に戻すべきである。原則出向年令に達していない山本さんだけが、「出向の延長」を強要される業務上の必要性・合理性はどこにも存在しないのである。

会社は、山本さんへの不当労働行為をやめ、

本人の意思を尊重し、元職場である車両所に戻せ！！